

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	1 6次産業化総合 支援強化事業（農 産加工推進事業）	熊本県農産物加工推進協議会が実施する、消費者ニーズに即した商品開発等の支援や販売促進に係る取組みに必要な経費	交付決定の日から3月31日まで	熊本県農産物加工推進協議会	2分の1以内 (上限800千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	2 6次産業化総合 支援強化事業（農 林水産加工整備事 業）	6次産業化等に取り組む農林水産業者等が開発 した6次化商品の量産に取り組む際に必要となる 加工機器等の導入経費（1台あたり税込1,000 千円以下のものに限り）	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者（※1）3戸以上で 構成する団体・法人（※2） ・農業協同組合、農業協同組合出 資法人等 ・「たけモン くまモン うまか モンプロジェクト（小泉武夫先 生監修）」商品認定事業者（※3） ・総合化事業計画認定を受けた 農林漁業者団体 <p>※1：ただし、林業者については、「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト（小泉武夫先生監修）」商品に認定された事業者に限る。</p> <p>※2：農林漁業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第2条第5項に該当する事業者。</p> <p>※3：ただし、平成28年度以降の熊本県農産物加工コンクール入賞者も、これに該当するものとみなす。</p>	2分の1以内	事業費の30%を超える 増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	3 6次産業化総合 支援強化事業（6 次産業化加速化支 援事業）	新たに6次産業化に取り組むための商品開 発に必要な経費 (1) 試作品開発費 ・製造委託費、機器レンタル料、パッケー ジ・ラベル製作費等 (2) 食品表示関係経費 ・栄養成分分析、賞味期限設定試験	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	農林漁業者、3戸以上で構成す る団体・法人（農林漁業者が主た る構成員であり、中小企業基本 法第2条第5項に該当する事業 者） ※アグリビジネスセンター等公 的機関の支援を受けながら、新 たに商品開発に取り組む者に限 る。	定額（上限200 千円）	事業費の30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	4 6次産業化総合 支援強化事業（地 域資源ブランド力 向上スタートアッ プ事業）	6次産業化商品の原材料となる地域資源の ブランド化に取り組む地域団体の初期活動に必 要な経費 (1) 地域団体商標等の取得に向けた活動経費 ・事例調査、研修会、デザイン費等 （登録に係る経費は対象外） (2) 認知度向上活動に係る経費 ・商品開発、販売促進活動等	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	生産者・事業者・JA・市町村等 が組織する団体（※市町村必須）	2分の1以内 （上限500千 円／年）	事業費の30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	5 6次産業化総合 支援強化事業（6 次産業化関連交付 金）	農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁 村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実 施要領に基づき実施する以下の取組に必要な 経費、もしくは、当該経費に対して補助する場 合における当該補助に要する経費 （1）地域資源活用・地域連携推進支援事業 ア 新商品開発・販路開拓の取組 イ 直売所の売り上げ向上に向けた多様 な取組 ウ 多様な地域資源を新分野で活用する取 組 エ 多様な地域資源を活用した研究開発・ 成果利用の取組 （2）地域資源活用価値創出整備事業（産業支 援型） ア 農林水産物の加工、流通、販売等のため に必要な施設	交付決定の 日又は交付 決定前着 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	（1）ア～オ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林漁業者等、民間事業者、公 益社団法人、公益財団法人、一般 社団法人等 （2）産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農 林漁業者団体、農商工等連携事 業計画認定を受けた農林漁業者 団体及び中小企業者	（1）ア～ウ 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内 を限度とする （1）エ 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 上限は500万 円を上限とす る （2）ア 10分の10以 内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 10分の3以内 （中山間地農 業ルネッサン ス事業又は市 町村戦略に基 づく取組事業 又は障害者等 を雇用するこ とが確実であ る事業につい ては2分の1 以内）を限度 とする	（1）～（2） 1 事業主体（名称）の 変更 2 事業新設又は廃止 3 交付対象経費の減額 （補助対象経費(1) 不用 額の発生が確実である場 合に限る） 4 事業実施場所の変更 （補助対象経費(2)に限 る） 5 事業費の3割以上の 増減(補助対象経費(2)に 限る)	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知 事が定める概 算払請求書を もって代える ことができる。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	6 農産物安定輸送 調査事業	農産物の安定輸送を確保するための検討・調 査に係る経費 (1) 輸送試験費(新たな輸送手段の試験に 必要な資材購入や機器レンタルに係る経 費を含む) (2) 輸送試験に係る調査者の旅費 (3) 先進事例視察や市場関係者との協議の ための旅費 (4) その他事業に必要と認められた経費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31 日まで	熊本県農協青果物輸送改善協議 会	①2分の1以 内 (上限300千 円)	事業費の30%を超える 増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早い日
	7 フードバリュー チェーン構築推進 事業	フードバリューチェーン構築に向けた生産 性向上や付加価値の最適化につながる以下の 取組みに要する経費 ①専門人材の派遣 ②機器の再配置等 ③機材(リース含む)の導入等 ④新商品の開発 ⑤販路の拡大	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	農産物選果場、農産加工施設、直 売所等	2分の1以内 (上限500千 円)	1 事業費の30%を超 える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃 止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	8 熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの (1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	2分の1以内	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9 卸売市場整備活性化事業（拠点卸売市場活力アップ事業）	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社熊本地方卸売市場	2分の1以内（上限1,000千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10 卸売市場整備活性化事業（卸売市場研修事業）	市場流通の現状把握や取引の効率化に要する技術・資質の高度化に向けた研修に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県青果卸売市場連合会	定額（上限500千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	11 企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)	企業等の農業参入に伴う次の事業に要する経費(人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修)除く (1) 作物導入に係る経費 (2) 加工品開発に係る経費 (3) 簡易な土地基盤整備に係る経費 (4) 販路開拓に係る経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等(参入後3年以内)	(1)～(3) 3分の1以内※県南市町村は2分の1以内(上限500万円～1,000万円) (4) 上限20万円(補助率は上記と同じ)	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業ステップアップ支援事業)	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する6次化産業化や規模拡大を目指す生産体制の強化等のための、施設整備や機械導入、付帯工事に要する経費 (1) 加工施設・機械(併設される加工品販売用施設も含む) (2) 集出荷貯蔵施設・機械	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等	農地所有適格法人は2分の1以内 それ以外の場合は3分の1以内 ※県南市町村は2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減(ただし入札による減は除く)	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	13 食のみやこ熊 本県創造コンソ ーシアム推進事 業	<p>(1) コンソーシアム推進事業 「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の高付加価値化、ブランド化・PR 活動等のコンソーシアムの活動に要する費用(会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR 活動、事例調査等)</p> <p>(2) コンソーシアム整備事業 コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援(加工施設、販売施設、飲食施設、農林畜水産物を活用した観光拠点等で必要となる施設・設備の整備、機械の導入等)</p> <p>(3) にぎわい創出支援事業 県産農林畜水産物を主原料とした食品・料理等の対面販売加工機器(1台あたり税込50万円以下のものに限る)</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>(1)、(2) 【補助事業者】 市町村 コンソーシアム等</p> <p>【事業主体】 コンソーシアム (農林畜水産業者(農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む)と市町村等の行政機関を必須の構成員とする3者以上の役割の異なる者が参画していること)</p> <p>(3) コンソーシアム (農林畜水産業者(農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む)や事業者等の2人以上が参画していること(2者以上の団体・グループであれば、農林畜水産業者や、事業者のみでも可))</p>	<p>(1) 2分の1以内(上限5,000千円/団体) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする。</p> <p>(2) 2分の1以内【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする。</p> <p>(3) 2分の1以内</p>	<p>1 事業の中止又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業主体及び取組主体の変更 4 事業主体における事業費の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	14 食のみやこ食 材PR推進事業	県産農林畜水産物の消費拡大・販路開拓を図るために実施する事業に係る以下の経費 (1) 会場関連費 (2) 講師派遣等に係る人件費 (3) 広報・宣伝・PR費 (4) 物品・サンプル費 (5) 食材送付等に係る輸送費 (6) その他、事業目的の達成に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社博多大丸	定額(上限13,000千円)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業の中止又は廃止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(くまもと県南 フードバレー地 域農産物活用拠 点強化事業)	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、賃上げ環境の整備やコスト高対策並びに高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの (1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内(八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域)で実施される取組みとする。	2分の1以内	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	16 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(販路拡大支援 事業)	県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路 拡大・消費拡大等を目的とした「くまもと県南 フードバレー」に関する取組みに要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31で	民間事業者及び複数の民間事 業者で構成される団体	定額(上限30,000 千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超 える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	17 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(人材育成事 業)	県南地域における若手経営者等の人材育成 を目的としたセミナー等の開催に要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31で	民間事業者及び複数の民間事 業者で構成される団体	定額(上限6,600 千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超 える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	18 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(選ばれる商品 創出支援事業)	県南地域のポテンシャルを引き出し、消費 者から選ばれる商品を創出するために実施す る、販路拡大並びに商品開発及びブラッシュ アップ支援に要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31で	民間事業者及び複数の民間事 業者で構成される団体	定額(上限12,500 千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超 える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	19 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(食体験受入体 制整備事業)	県南地域における農林畜水産業者や加工業者による食体験受入体制整備に要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31で	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額(上限3,400 千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	20 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(県南地域フー ドバレー機運醸 成事業)	県南地域におけるフードバレーの機運醸成のためのイベント実施に要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31で	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額(上限30,000 千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	21 くまもと県南 フードバレー農 産物等高付加価 値化緊急支援事 業(県南経済界フ ェア等助成事業)	県南の経済団体等が行うフェア等への助成に要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31で	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額(上限8,000 千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	22 くまもとの食 付加価値緊急向 上事業	(1) 食味向上等支援事業 (ソフト) 県産農林畜水産物及び県産農林畜水産物を 主原料とした加工食品等の付加価値を高める ために行う化学分析、官能評価等に要する経 費 (2) 食味向上等支援事業 (ハード) 県産農林畜水産物及び県産農林畜水産物を 主原料とした加工品の付加価値を高めるた め、自ら化学分析等を行う際に必要となる分 析機器の導入に要する経費 (3) 伝統製法食品支援事業 地域の食文化を核とする伝統的な製法で製 造を行う食品事業者等の製造法への理解醸成 や製品のPR等の取組みに要する経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31日ま で	(1)、(2) 県内に本拠地を有する 農業協同組合連合会 農業協同組合 農林畜水産業者 農林畜水産業者が組織する団体 農事組合法人 農地所有的確法人 食品関連事業者等 (3) 食関連事業者等で組織する団体	(1) 2分の1以 内 (2) 2分の1以 内 (3) 定額 (上限 1,000千円)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体及び取組主 体の変更 3 事業主体における事 業費の30%を超える増 減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	23 県外実需者マ ッチング食のみ やこ推進事業	県産農林畜水産物の販路拡大・消費拡大を 図るため、食のエキスパートと連携し、県外実 需者(シェフ、バイヤー、大手食品企業等)と 県内生産者のマッチングなど販路拡大の取組 みに要する以下の経費 (1) マッチング体制構築費 (2) マッチングイベント開催関連費 (3) 広報・宣伝費 (4) 人件費・専門家謝金 (5) その他、事業目的の達成に必要な経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は3 月31日ま で	民間事業者等(共同申請可)	定額(上限8,536 千円)	1 事業費の30%を超 える増減 2 事業の中止又は廃止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 アグリ ビジネス 課	24 社員食堂における県産食材緊急消費拡大事業	企業の社員食堂等が県産食材を使用したメニュー等を提供する熊本フェアの支援に要する経費(県産品PR、広報、効果分析、企業との連携等)	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会	定額(上限6,500千円)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25 料理人と連携した県産食材消費拡大緊急支援事業	「食」への意識が高い消費者等を対象とした県産食材消費拡大イベントの開催に要する経費(イベント企画、開催等)	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	コンソーシアム (農林畜水産業者(農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む)、県観光連盟、県内の料理人を必須の構成員とする)	定額(上限8,200千円)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	26 食関連企業の農業参入緊急支援事業	農業参入した食関連企業の作物等導入に係る営農用機械等の取得・改修経費(ハード)	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	R5年からR8年に新規参入した食関連企業(製造・飲食・青果販売等)	2分の1以内 ただし、県南地域(八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域)に参入した企業については3分の2以内 (上限25,000千円)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体及び取組主体の変更 3 事業主体における事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日